

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第55号

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条」を「第3条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)